

ワイ・ワイ・ワ広場遊具等設計・設置工事

公募型プロポーザル実施要領

令和7年6月

福智町

1. 目的

ワイ・ワイ・ワ広場は福智町合併前より多くの子供たちに利用されてきたが、開設から20年以上が経過し、遊具の老朽化も著しく利用者の安全確保も難しい状況であることから今年度、遊具等設計・設置工事を行うこととなった。子供たちの安心・安全の確保とともに隣接する図書館と併せ本広場が子育て世代の憩いの場となるような遊具の選定、配置の提案をより広く募集するため公募型プロポーザル方式により当該工事請負候補者の選定を行うことを目的とする。

2. 業務概要

① 業務名

ワイ・ワイ・ワ広場遊具等設計・設置工事

② 発注方式

本工事は既存遊具の撤去と新たな複合遊具及び休憩施設、安全施設等の実施設計及び施工を一括して発注する「設計・施工一括発注方式」とする。

③ 契約方式

本工事は、提案者より提案を受けた上で評価を行い、工事請負候補者を決定する。契約は、工事請負候補者と町が指定する契約書により随意契約する。

④ 工事概要

- A) 複合遊具、休憩施設設置工事（基礎・整地含む）
- B) 安全施設設置工事（遊び場セーフティーサイン、安全マット、安全柵等）
- C) 既存遊具撤去工事
- D) その他補修工事

⑤ 工期

契約締結日の翌日から令和8年2月27日まで

⑥ 施工場所

福岡県田川郡福智町赤池 970-2 ワイ・ワイ・ワ広場内

⑦ 総工事価格

26,000,000円以内（税抜）

⑧ 要求事項

企画提案にあたっては、「発注者の要求事項」（別紙1）に従うこと。

3. 担当窓口

福智町役場 生涯学習課 公民館係

住 所 〒822-1293 福岡県田川郡福智町弁城 2237 番地 1

電 話 : 0947-22-1521 F A X : 0947-22-1510

E-mail : fg1822@town.fukuchi.lg.jp

4. 実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりです。

内 容	期 間	備 考
応募要領等配布	令和7年6月18日～令和7年6月24日	窓口で配布
参加表明受付	令和7年6月19日～令和7年6月26日	窓口で提出
質疑受付	令和7年6月27日～令和7年7月3日	FAXと電子メールで提出
質疑回答	令和7年7月8日	FAXで配布
辞退期間	令和7年6月19日～令和7年7月8日	FAXで提出
企画提案受付期間	令和7年7月8日～令和7年7月10日	窓口で提出
一次審査	令和7年7月14日	
一次審査結果	令和7年7月15日	
二次審査	令和7年7月22日	
二次審査結果	令和7年7月24日	

5. 参加資格要件（企画提案書の提出者の資格）

次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- ① 参加表明書の提出期限から契約締結日において福智町工事等請負・委託契約に係る指名停止措置要領の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続き、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき、再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- ④ 福岡県内に本店、又は支店・営業所を有する者であること。
- ⑤ 過去10年以内に、請負金額1千5百万円以上の複合遊具の製作・設置の実績があること。
- ⑥ 参加申込者と直接的かつ恒常的（3ヶ月以上）な雇用関係にあり、(一社)日本公園施設業協会技術資格者制度の公園施設製品安全管理士の資格を有する主任技術者、又は、監督員として1件以上の複合遊具の設置経験がある1級土木施工管理技士、若しくは1級造園施工管理技士の資格を有する者で監督職員が認めた主任技術者を配置できること。
- ⑦ 国税、都道府県税、市町村税に滞納している者でないこと。また、経営が不健全でないこと。
- ⑧ 申し込みをしようとする法人、及びその役員並びに個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、若しくは同条第2号に規定する暴力団、若しくは暴力団員と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有する者でないこと、又はそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

6. 応募要項等配布

- ① 受付期間：令和7年6月18日～令和7年6月24日17時まで
- ② 受取方法：窓口にて配布する。「3. 担当窓口」を参照

7. 参加表明受付

- ① 受付期間：令和7年6月19日～令和7年6月26日17時まで
- ② 提出場所：「3. 担当窓口」を参照 ※直接持参すること。
- ③ 提出書類：参加申込者は、下記を提出すること。
 - A) 参加表明書（様式1-1）
 - B) 所在地が確認できる会社パンフレット（様式 任意）

8. 質問および回答

- ① 受付期間：令和7年6月27日～令和7年7月3日17時まで
- ② 提出方法：質問書（様式3）によりFAXと電子メールで行う。
※受信確認の電話連絡をすること。
- ③ 提出先：「3. 担当窓口」を参照
- ④ 回答方法：参加申込書を提出した全ての事業者に対し、質問及び回答をFAXで回答する。
- ⑤ 回答期間：令和7年7月8日17時まで

9. 辞退期間

- ① 受付期間：令和7年6月19日～令和7年7月8日17時まで
- ② 提出方法：辞退届（様式1-2）によりFAXで行う。
（ア）受信確認の電話連絡をすること。
- ③ 提出先：「3. 担当窓口」を参照

10. 企画提案書の提出（技術提案書の期限、場所及び方法）

本プロポーザルの参加申込者は、下記の内容により提出すること。

① 提案数 1者につき1提案とする。

② 提出書類

A) 企画提案書（様式 4）

B) テーマ及びコンセプトを明確にした書類及びその他補足説明資料（様式 5-1、5-2）

C) 提案目的物の概要図（完成予想イラスト）（様式 A3 任意）

D) 構造図及び配置計画図（製品の概略寸法、材質が分かる三面図【平面図、立面図、側面図】）
（様式 A3 任意）

E) 計画工程表（様式 A3 任意）

F) 施工計画書（様式 A3 任意）

G) 見積書（工事内訳書）（様式 6、6-1）

H) 配置予定技術者届出書（様式 2）

I) 建設業許可証明書の写し

J) 登記事項証明書の写し（「履歴事項全部証明書」又は「現在事項全部証明書」）

K) 業務履歴書（同種の施工実績を確認できる工事名、請負金額、施工場所、受注形態、工期、発注機関、工事概要が確認できる資料、または工事実績情報システム（CORINS）に基づく「登録内容が確認できる書類」の写し）

L) メンテナンスにかかるランニングコスト（毎年にかかる保守点検費用と補修頻度及び補修概算）費用 10 年分（様式 A4 任意）

※ 会社名等が判別できる表現、ロゴ等は一切記載しないこと

※ 大きさの記載がない様式は A4 印刷とする

③ 提出部数

・ 正本 1 部、副本 10 部

④ 提出場所

「3. 担当窓口」を参照 ※直接持参する。

⑤ 提出期間

令和 7 年 7 月 8 日 9 時～令和 7 年 7 月 10 日 17 時

11. 現地視察

現地は自由に確認することができる。

12. 審査方式及び工事請負候補者の選定

① 審査委員会

企画提案書、プレゼンテーション・ヒアリング審査は、福智町Wi・Wi・ワ広場遊具等設計・設置工事公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

② 一次審査及び二次審査の実施

参加申込者の資格要件を事務局で確認したのち、一次審査（書類審査）を行い上位5者について二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング等）を行う。

なお、参加申込者が5者以下の場合においても、一次審査を実施するものとする。

③ 審査方法

評価基準に基づき以下のとおり算出した点数の最も多い高い者を工事請負候補者、次に高い者を次点工事請負候補者として選定する。

一次審査 配点（50点）	+	二次審査 配点（100点）
-----------------	---	------------------

なお、評価点と同じ場合は、審査委員会で上位を決定する。

④ 留意事項

- ・提案者が1者しかいない場合であっても、評価基準に従い審査を行い、町の求める水準を満たす場合は、工事請負候補者として選定する。
- ・町の要求水準を満たす提案が無かった場合は、候補者の選定は行わない。

⑤ 審査結果等の発表

一次審査及び二次審査結果等は、参加申込者に対して電子メールで通知し、福智町ホームページに掲載する。なお、審査の経過などに関する問合せは一切応じないものとする。

⑥ プレゼンテーションの実施

参加申込者が提出した企画提案書等について、審査委員会に対して、プレゼンテーションを行う。

⑦ プレゼンテーション日程

令和7年7月22日（火）

※時間、場所については企画提案受付後に通知する。

⑧ プレゼンテーション概要（予定）

- ・プレゼンテーションを行う時間は各者10分のプレゼンテーション及び10分程度のヒアリング（質疑・応答）を順次個別に行う。
- ・プロジェクターの使用は可（提出書類以外のデータ使用は認めない）

⑨ その他

- ・プロジェクター等はこちらで準備するが、使用する場合は事前に確認すること。またパソコンは持ち込みとする。
- ・プレゼンテーションの参加者は2名以内とする。

13. 契約の協議及び締結

- ① 「12. 審査方式及び工事請負候補者の選定」において、選定された提案者を当該工事請負候補者とする。選定された提案者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を契約書により締結する。本項目の協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容変更等を含むものとする。
- ② 選定された工事請負候補者との契約が成立しない場合は、評価が次点だった提案者と協議を行う。
- ③ 選定された工事請負候補者との契約は、福智町財務規則、福智町公共工事請負契約約款その他の関係法令の規定に基づくものとする。

14. 経費の負担

参加申込者が本プロポーザルに要した全ての経費は、参加申込者の負担とする。

15. 失格

次に該当した場合は、失格となる場合がある。

- ① 「5. 参加資格要件」等に違反した場合
- ② 提出された書類に虚偽の記載をした場合
- ③ 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- ④ 「12. ③ プレゼンテーションの実施」に参加しなかった場合
- ⑤ 本要領に定める手続き以外の方法により、評価委員又は関係者に援助を求めた場合
- ⑥ 参考見積金額が「2. 業務概要 ⑧ 総工事価格」を超過した場合
- ⑦ その他本実施要領に違反すると認められる場合

16. その他

- ① 町は、本業務を除き、提出書類を無断で使用しないものとする。
- ② 町は、候補者の選定を行う作業に必要な範囲において、提出書類を複製制作することがある。
- ③ 提出された書類は返却しない。
- ④ 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語および日本国通貨に限る。
- ⑤ 工事請負契約が成立するまでに、参加申込者が「15. 失格」に該当することとなった場合は、その者と契約を締結しない。
- ⑥ 町が提供する資料は、本プロポーザルの目的以外で使用することはできない。

17. 問合せ先

「3. 担当窓口」参照すること。